

保護者 各位

宮崎県立都城西高等学校

出席停止報告について

医療機関において、学校感染症(疑いも含む)と診断された場合は、下記の要領でご連絡いただきますようお願い致します。

- 1 電話又はClassiにて担任(又は保健室)に病名や医師の指示等をお知らせください。
- 2 インフルエンザ・新型コロナの場合は、登校の際に下記を保護者の方がご記入の上、診療(調剤)明細書等(氏名、受診日、病院名、処方薬名がわかるもの)のコピーを添えて、ご提出ください。(検査キットで判明した場合は写真を撮り、後日画像を提示)
- 3 インフルエンザ・新型コロナ感染症以外は、太線内を医師に記入していただくか、証明を添付してください。

令和 年 月 日

学校長 殿

学校感染症罹患報告書

医療機関を受診し、学校感染症と診断されましたのでご報告致します。

生徒氏名 年 組 番

保護者氏名 印

診断名	①インフルエンザ ()型	②新型コロナウイルス 感染症	③左記以外の感染症名 ()
発症日	月 日 曜日 ※発熱した日をご記入ください	月 日 曜日 ※発症した日又は(無症状の場合)検体を採取した日	月 日 曜日
受診日	月 日 曜日	月 日 曜日	月 日 曜日
医師の 指示内容	<input type="checkbox"/> 発熱日の翌日から5日間経過 <input type="checkbox"/> 解熱後2日を経過 ※2つともチェックが必要(発症した日や症状が軽快した日の翌日を1日目と起算)	<input type="checkbox"/> 発症日の翌日から5日間経過 <input type="checkbox"/> 症状軽快後1日を経過	<input type="checkbox"/> 症状軽快するまで <input type="checkbox"/> 医療機関名(ゴム印)
医療機関名			
出席停止期間	月 日() ~ 月 日()		

早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、^{け ねつ}解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●

受診した日ではなく、症状が出始めた日



発症後1日目に熱が下がった



★熱が下がって2日以上たっても「発症後5日」を過ぎないとダメ。



発症後4日目に熱が下がった



★「発症後5日」を過ぎていても、熱が下がって2日以上たたないとダメ。

*学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

*宮崎県ホームページ参照

● 新型コロナに感染された方



<出席停止> **発症後5日**を経過し、かつ **症状軽快(※2)**から**1日**を経過するまで

10日間が経過するまでは、**マスク着用**や**重症化リスクの高い方との接触を控える**ことを推奨

(※1) 無症状の感染者は、検体を採取した日が0日目となります。

(※2) 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。



出席停止の期間（一部抜粋）

第2種	インフルエンザ（H5N1を除く）	上記の通り
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（※）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第3種「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる。（感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断）